

消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部（第1回）議事要旨

日時：平成24年10月26日（金）10：20～10：35

場所：総理官邸4階大会議室

出席者：

副総理	岡田 克也
内閣官房長官	藤村 修
総務大臣	樽床 伸二
財務大臣	城島 光力
経済産業大臣	枝野 幸男
国土交通大臣	羽田 雄一郎
厚生労働大臣	三井 辨雄
農林水産大臣	郡司 彰
内閣府特命担当大臣（消費者）	小平 忠正
公正取引委員会委員長代理委員	濱田 道代
内閣官房副長官補	佐々木 豊成

〔議事の経過〕

1 会議の冒頭に藤村内閣官房長官から発言があった。

- 8月10日に社会保障・税一体改革関連法が成立したことを受け、本日の閣議において、資料1のとおり、本部の名称が、「消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部」に改められた。また、本部のメンバーとして、新たに小平内閣府特命担当大臣に参加していただくことになった。
- この本部の下に設置されている幹事会についても、内閣府及び消費者庁を構成員に加えるため、資料2のとおり、幹事会の体制等を改正することとしたい。
- なお、転嫁に関する対策の幹事会における検討に当たっては、事務ベースでは全ての関係省庁と連携して検討を進めていただきたい。

2 佐々木内閣官房副長官補より、資料3「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（案）」について報告があった。

3 藤村内閣官房長官から、出席者に発言を求めたところ、以下の発言があった。

(城島財務大臣)

- 今般の「基本的な方針(案)」のとりまとめにあたっては、内閣官房を中心に、公正取引委員会、経済産業省をはじめ関係府省に大変ご尽力をいただき、心より敬意を表したい。
- 転嫁対策は、消費税率の引上げを円滑に実施に移していく上で、最も重要な環境整備の一つである。私のところにも、中小事業者の方々から価格転嫁についてあらゆる手立てを継続的に実施してもらいたいとの要請を頂いている。
- 財務省としても、本基本方針を踏まえ、円滑かつ適正な転嫁の確保に向け、総額表示の弾力的運用や中小事業者の事務負担に対する配慮等について、関係省庁と相談しながら必要な措置を講じてまいりたいと考えているので、引き続きご協力いただくようお願いしたい。

(枝野経済産業大臣)

- 関係省庁の連携の下、「基本的な方針」が取りまとめられ、関係省庁にも御礼申し上げたい。
- 転嫁対策は公正取引委員会や中小企業庁の役割が大変重要であると思っているが、事業者の不安を払拭するためには、政府を挙げて真剣に取り組んでいるという姿勢を示していくことが抑止力となり、重要と考えている。関係省庁で連携し、政府を挙げて取り組んでいることが国民や事業者にしっかり伝わるように、関係省庁間の更なる連携をお願いしたい。

(岡田副総理)

- 先ほど財務大臣から話のあった総額表示に関する弾力的運用は非常に重要なことと考えている。早めに議論し結論を出さないと事業者の方が間に合わなくなるおそれがあるので、よろしくをお願いしたい。

4 資料3のとおり、基本的な方針を本部で決定した後、岡田副総理から発言があった。

- 社会保障・税一体改革関連法が成立したが、審議の過程で転嫁対策をしっかりとやるべきという意見を各党からいただいた。今般の消費税率の引上げは、2回にわたって実施するため、転嫁対策をしっかりとやる必要がある。
- まだいくつか議論すべき点は残ってはいるが、政府共通の相談窓口の設置、独禁法・下請法の特例に係る立法措置、転嫁拒否等の行為に関する監視・取締り体制の強化などの対策を進めていくことが決定された。弱い立場にある事業者の方々「転嫁できない」ということの無いよう、しっかりと対応していきたいのでよろしくをお願いしたい。

(文責：内閣官房副長官補室 事後修正の可能性あり)